

令和2年第2回定例会（12月議会）  
建設部 提出資料（12月2日）

建設委員会・分科会

【議案関係】

- |         |                                |     |   |
|---------|--------------------------------|-----|---|
| ○ 建設政策課 | 公の施設の指定管理者の指定について              | ・・・ | 1 |
| ○ 港湾空港課 | 秋田県港湾施設管理条例の一部を改正する条例案<br>について | ・・・ | 4 |
| ○ 港湾空港課 | 工事請負変更契約の締結について                | ・・・ | 7 |

# 公の施設の指定管理者の指定について

令和2年12月2日  
建設政策課

## 1 概要

- 建設部が所管する下記の施設の指定管理者の選定に当たり、県条例における選定基準に基づき、下記のとおり候補者を決定したことから、地方自治法第二百四十四条の二の第六項の規定に基づき、議会の議決に付す。

議案	施設名（施設所管課）	指定管理者候補者
第250号	秋田県立小泉潟公園 （都市計画課）	むつみ造園土木株式会社
第251号	秋田県立中央公園 （都市計画課）	一般財団法人秋田県総合公社
第252号	秋田県立北欧の杜公園 （都市計画課）	北欧の杜パークマネジメント共同企業体（※）
第253号	秋田県大館能代空港周辺 ふれあい緑地（港湾空港課）	株式会社友愛ビルサービス
第255号	県営住宅及び共同施設 （建築住宅課）	一般財団法人秋田県建築住宅センター

（※古河林業緑化株式会社、むつみ造園土木株式会社の共同企業体）

指定期間は令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（5年間）

## 2 指定管理者の候補者選定

### （1）申請手続

- ①申請期間：令和2年7月21日から9月24日まで
- ②周知方法：県公報及びホームページ
- ③申請者：下記のとおり

施設名	申請団体名	申請数
秋田県立小泉潟公園	むつみ造園土木株式会社	1
秋田県立中央公園	一般財団法人秋田県総合公社	1
秋田県立北欧の杜公園	北欧の杜パークマネジメント共同企業体	1
秋田県大館能代空港周辺 ふれあい緑地	株式会社友愛ビルサービス	1
県営住宅及び共同施設	朝日綜合株式会社・朝日レジデンシャル株式会社・株式会社ホームクリニック共同事業体	2
	一般財団法人秋田県建築住宅センター	

## (2) 候補者選定に係る委員会

### ①委員の構成（内部委員1名を含む計5名）

氏名	所属・職業等	備考
井上 誠	秋田工業高等専門学校創造システム工学科教授	造園・建築
鎌田 公人	田口幹夫税理士事務所 税理士	財務・会計
小玉 嘉裕	やまびこ合同会社代表（元県建築住宅課長）	住宅行政
山崎 純	NPO法人子育て応援Seed 理事長	子育て支援
土田 元	秋田県建設部 次長（委員長）	内部委員

（公募委員への応募者はなし）

### ②選定委員会の開催状況

区分	開催日	内容
第1回	10月20日	制度の概要、対象施設及び募集要項の説明、現場視察
第2回	11月10日	申請団体のプレゼン・質疑応答、採点審査、候補者選定

### ③選定結果

○【秋田県立小泉湯公園】【秋田県立中央公園】【秋田県立北欧の杜公園】

【秋田県大館能代空港周辺ふれあい緑地】

・効率的な運営や管理能力等の適格性が認められたことから、申請のあった団体を指定管理者候補者として選定する。

○【県営住宅及び共同施設】

・効率的な運営や管理能力等の適格性が認められ、かつ評価点が上位であった「一般財団法人秋田県建築住宅センター」を指定管理者候補者として選定する。

【評価点】	1 平等利用の確保 (必須項目)	2 設置目的の 効果的達成 (満点:35点)	3 効率的な管 理運営 (満点:10点)	4 適正・確実 な管理能力 (満点:40点)	5 その他施設 ごとの基準 (満点:15点)	合計 (満点:100点)
朝日総合(株)・朝日レジデンシャル(株)・(株)ホームクリニック共同事業体	○	19.8	6.2	24.0	10.2	60.2
(一財)秋田県建築住宅センター	○	30.8	8.0	31.0	13.2	83.0



# 秋田県港湾施設管理条例の一部を改正する条例案について

令和2年12月2日  
港湾空港課

## 1 改正理由

- (1) 秋田港外港地区のコンテナターミナルの利用促進を図るため、軌道走行式荷役機械及び移動式荷役機械の使用料の額について特例期限を延長する必要がある。
- (2) 再生可能エネルギーの導入を推進するため、洋上風力発電事業者に対する港湾施設の長期貸付が行われる場合の特例を設けるほか、利用状況に合わせ施設の区分を変更する必要がある。

## 2 改正内容

- (1) 軌道走行式荷役機械及び移動式荷役機械の使用料の額の特例期限を、令和6年3月31日まで延長する。
- (2) 港湾法第55条の2第4項の規定により、海洋再生可能エネルギー発電設備等取扱埠頭を構成する港湾施設の貸付けを受けた者が当該港湾施設を使用する場合、知事の許可を要しないこととする。
- (3) 野積場の使用料の額を改定することとする。

## 3 施行期日

- (1) 2の(1)については、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。
- (2) 2の(2)については、公布の日から施行する。
- (3) 2の(3)については、令和3年4月1日から施行する。



軌道走行式荷役機械



移動式荷役機械

二・三略 備考略	略
	<p>略</p> <p>(一) (三) 略</p> <p>を 使用 する 場合 又は 秋田 港の 大浜 岸壁 背後 若し くは 外港 岸壁 背後 の野 積場 のコン テナ 施設 を使用 する 場合 使用 面積 一平方 メートル につき 一月 四七・三 円</p> <p>二 その 他の 野積 場 を使用 する 場合 使用 面積 一平方 メートル につき 、使用 日数を 次に 掲げ る日 数の 区分 によ つて 区分 し、 当該 区分 に応 ずる 料金 率を 順次 適用 して 計算 した 金額 の合 計額</p>

二・三略 備考略	略
	<p>略</p> <p>(一) (三) 略</p> <p>を 使用 する 場合 又は 秋田 港の 大浜 岸壁 背後 若し くは 外港 岸壁 背後 の舗 装野 積場 のコン テナ 施設 を使用 する 場合 使用 面積 一平方 メートル につき 一月 四七・三 円</p> <p>二 その 他の 舗装 野積 場を 使用 する 場合 使用 面積 一平方 メートル につき 、使用 日数を 次に 掲げ る日 数の 区分 によ つて 区分 し、 当該 区分 に応 ずる 料金 率を 順次 適用 して 計算 した 金額 の合 計額</p>

秋田県港湾施設管理条例の一部を改正する条例案新旧対照表

		新
<p>野積場</p>	<p>一 秋田港向浜木材埠頭岸壁背後の野積場</p>	<p>(使用の許可)</p> <p>第三条 次に掲げる港湾施設を使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。ただし、その者が港湾法第五十五条の二第四項の規定による貸付けを受けて当該貸付けに係る港湾施設を使用する場合は、この限りでない。</p> <p>一 三 略</p> <p>2 5 略</p> <p>附則</p> <p>1・2 略</p> <p>3 平成二十四年四月九日から令和六年三月三十一日までの間に軌道走行式荷役機械又は移動式荷役機械を使用する場合における別表第一号の表の規定の適用については、同表軌道走行式荷役機械(ガントリークレーン)の項中「三四、七八二円」とあるのは「二七、八二五円」と、同表移動式荷役機械(トランスファークレーン)の項中「六、七三九円」とあるのは「五、三九一円」とする。</p> <p>別表(第九条、第十六条関係)</p> <p>一 マリーナ施設及び船川港金川多目的広場以外の港湾施設</p> <p>施設の区分 略</p> <p>使用料の額 略</p>
<p>舗装野積場</p>	<p>一 秋田港向浜木材埠頭岸壁背後の舗装野積場</p>	<p>(使用の許可)</p> <p>第三条 次に掲げる港湾施設を使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>一 三 略</p> <p>2 5 略</p> <p>附則</p> <p>1・2 略</p> <p>3 平成二十四年四月九日から平成三十三年三月三十一日までの間に軌道走行式荷役機械又は移動式荷役機械を使用する場合における別表第一号の表の規定の適用については、同表軌道走行式荷役機械(ガントリークレーン)の項中「三四、七八二円」とあるのは「二七、八二五円」と、同表移動式荷役機械(トランスファークレーン)の項中「六、七三九円」とあるのは「五、三九一円」とする。</p> <p>別表(第九条、第十六条関係)</p> <p>一 マリーナ施設及び船川港金川多目的広場以外の港湾施設</p> <p>施設の区分 略</p> <p>野積場 略</p> <p>使用面積一平方メートルにつき一日 一・二二円</p> <p>使用料の額 略</p>

# 工事請負変更契約の締結について

令和2年12月2日  
港湾空港課

## 1 概要

- 平成30年7月13日に議決を経た能代港第2灰捨護岸建設工事の内容を変更する必要が生じたことによる変更契約の締結について、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第2条の規定に基づき、議会の議決に付す。

## 2 変更契約内容

- (1) 工事名 能代港第2灰捨護岸建設工事（底面遮水工）
- (2) 場所 能代港外港地区（能代港第2灰捨場）
- (3) 工事内容 遮水シート敷設工 1式  
アスファルトマスチック工 1式
- (4) 相手方 五洋・中田・大森・三和・伊藤栄特定建設工事共同企業体  
代表者 五洋建設株式会社東北支店 執行役員支店長 谷川 純一
- (5) 金額 当初 10,797,840,000円  
変更 11,049,941,300円  
(増 252,101,300円)
- (6) 工期 平成30年7月20日から令和3年3月1日まで
- (7) 変更理由 灰捨場内の堆砂に伴う下地処理工等の増額

<参考：事業位置>

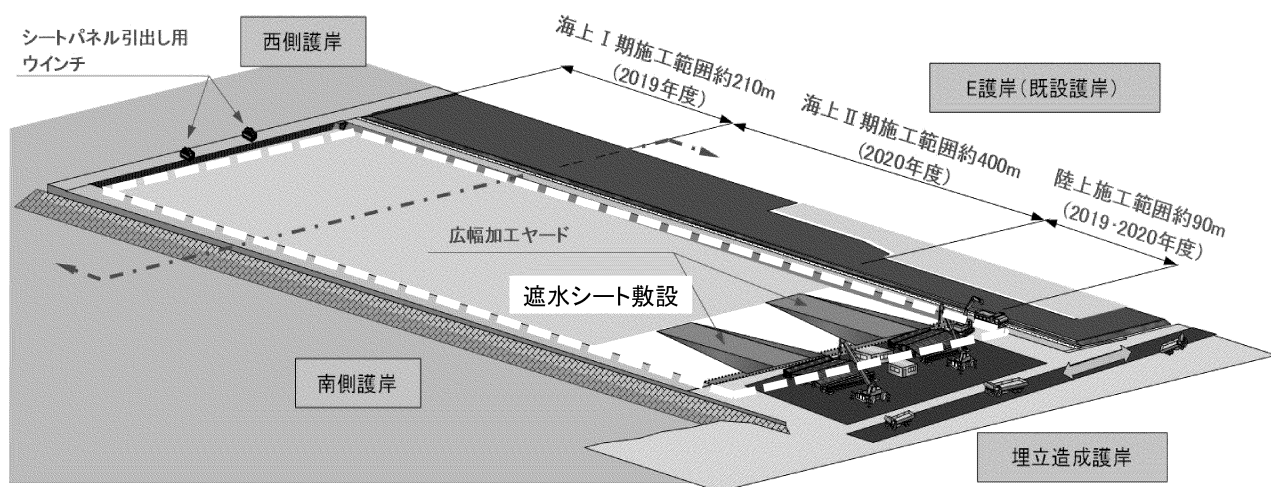




## ○能代港第2灰捨護岸建設工事概要(底面遮水工)

- ・能代港第2灰捨護岸建設工事における底面遮水工は、約20万m<sup>2</sup>の遮水シートを海底面に敷設する工事である。

### ■施工概要図



### ■状況写真

